

海外赴任者の国内留守家族が受ける給与

Q : 私は民間企業のサラリーマンですが、この度、任期2年の予定でタイの支店に赴任することになりました。子供の受験の都合で家族を日本に残していくため、私の給料の一部は国内の本社から妻に支払ってもらうことにしましたが、この場合妻に所得税が課税されるのでしょうか

A : 奥様には所得税は課税されません。

【解説】

所得税では、1年以上国内に住所を有しない者を非居住者といい、非居住者については日本国内で生じた所得にのみ所得税が課されることとされています。あなたのように2年間の予定で海外で勤務する人も非居住者となり、海外での労働の対価に対しては、日本の所得税は課されません。

また、給与所得者が労働の対価として支払を受ける給与の所得は、その労働を提供した本人に帰属し、かつ納税義務者もその本人となります。

ご質問の場合、表面的にはあなたの奥様が、会社から給与の支払を受けているようにみえますが、双方の事務手続きや費用の負担をなくすために奥様に直接渡しているだけのことであって、その給与の実質は、あくまでもあなたに対する労働の対価であると考えられます。

したがって、あなたの奥様はあなたの給料を代理で受取っているにすぎませんので、所得税を課されることはありません。

